

## 資料3-2

# 全項目評価書(案)の修正Ⅱ

## 1 修正箇所

- ・IVその他のリスク対策／3. その他のリスク対策
- ・上記に係る「(別添3)変更箇所」の修正(1箇所)

## 2 修正内容

当初案	修正案
—	第三者への個人情報の流出等、住民への影響が大きいと判断される場合には、セキュリティ統括責任者に報告し、臨時のセキュリティ会議により経緯の確認、詳細な被害状況等を確認及び検討を行い、二次被害防止のためにHP上等で周知するとともに、必要な対応をとる。

## IV その他のリスク対策 \*

### 1. 監査

①自己点検		[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的なチェック方法		年に1回、端末を設置している全所属に対し、セキュリティ対策に係るチェックリストを配付し、自己点検を実施する。		
②監査		[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な内容		年に1回、利用所属の一部を抽出して、外部監査事業者による監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。		
2. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発		[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な方法		年に1回、初任者等を対象に、システムの操作方法や禁止事項等の研修会を行う。また、別途、システムを利用する全所属を対象に、セキュリティ対策に関する研修会を行う。		
3. その他のリスク対策				
第三者への個人情報の流出等、住民への影響が大きいと判断される場合には、セキュリティ統括責任者に報告し、臨時のセキュリティ会議により経緯の確認、詳細な被害状況等を確認及び検討を行い、二次被害防止のためにHP上等で周知するとともに、必要な対応をとる。				

全項目評価書（案）抜粋

IVその他のリスク対策／3. その他のリスク対策

変更日	項目	変更前の記載		変更後の記載		提出時期に係る説明
		提出時期	提出時期	提出時期	提出時期	
	・IV他のリスク対策／3. その他のリスク対策	第三者的個人情報の流出等、住民への影響 が大きいと判断される場合には、セキュリティ統括責任者に報告し、臨時のセキュリティ会議により経緯の確認、詳細な被害状況等を確認及び検討を行い、二次被害防止のためにHP上等で周知するとともに、必要な対応をとる。	事後	リスクを明らかに低減させるため、重要な変更に事後で足りるものに事前に提出	事後	リスクを明らかに低減させるため、重要な変更に事後で足りるものに事前に提出
	V 開示請求、問合せ／1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／④個人情報ファイル簿の公表／個人情報ファイル簿名	住民基本台帳ネットワークシステム システムの附票本人確認情報については、保有開始後記載。)	事前	住民基本台帳ネットワークシステム（附票連携 システムの附票本人確認情報については、保 有開始後記載。）	事前	事後で足りるものに事前に提出
	V 開示請求、問合せ／1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／④個人情報ファイル簿の公表／公表場所	・福岡県ホームページに掲載 (http://www.prefukuoka.lg.jp/contents/kojin-joho-torokubo-file23.html) ・県民情報センター他県内4カ所の県民情報 コーナーに配架。	事後	・福岡県ホームページに掲載 (https://www.prefukuoka.lg.jp/contents/kojin-joho-file.html)。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	VI評価実施手続／①実施日	令和1年12月9日	令和5年7月14日	令和5年7月14日	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	VI評価実施手続／2. 国民・住民からの意見の聴取／①方法	県のホームページへの掲載 及び 市町村支援課（現 行財政支援課）への備付けにより全項目評価書の公示を行い、電子メール及び書面にて意見を受け付ける。	事後	県のホームページへの掲載 及び 行財政支援課への備付けにより全項目評価書の公示を行 い、電子メール及び書面にて意見を受け付ける。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	VI評価実施手続／3. 国民・住民からの意見の聴取／②期間	令和元年12月18日～令和2年1月21日の35日間	令和5年8月18日～令和5年9月19日の33日間	令和5年8月18日～令和5年9月19日の33日間	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。

全項目評価書（案）抜粋

「別添3) 変更箇所」の修正